

秋田内陸線駅管理運営業務委託
応募型プロポーザル
提出書類様式集

令和6年12月

北秋田市総務部内陸線再生支援室

様式 1

参加表明書

令和 年 月 日

北秋田市長 津 谷 永 光 様

所 在 地
会社（法人）名
代表者職氏名 印

所 属 部 署
担当者職氏名
電 話 番 号
F A X
E - m a i l

秋田内陸線駅管理運營業務委託応募型プロポーザルについて、参加の意思を表明します。
なお、当社は本プロポーザルへの参加資格を有しますので、下記に掲げる書類を添付するとともに、これらの書類に記載した内容について事実と相違ないことを誓約します。

- 1 業 務 名 秋田内陸線駅管理運營業務委託

- 2 添付書類 暴力団排除に関する誓約書（様式2）
 参加資格誓約書（様式3）
 秘密保持誓約書（様式4）
 業務計画書（様式5）
 業務計画書（附表）（別紙）
 見積内訳書（様式6）
 見積書

様式2

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

北秋田市長 津 谷 永 光 様

所 在 地

会社（法人）名

代表者職氏名

印

下記の事項について誓約します。

記

- 1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (8) 暴力団と密接な交友関係を有する者
 - (9) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下につく者
- 2 1の(1)から(9)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、北秋田市長に報告し、警察に通報します。

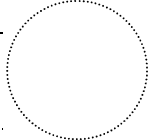
北秋田市長 津 谷 永 光 様

住所又は
事業所所在地

事業者名（法人名）

代表者 印

代表者職氏名



参加資格誓約書

業務のプロポーザルに参加するに当たり、次の誓約事項について、誓約します。

1 業務名

秋田内陸線駅管理運営業務委託

2 誓約事項

- (1) 北秋田市内に本社または営業所を有し、北秋田市物品調達または役務提供にかかる入札制度実施要項第5条第1項に規定する資格者名簿に登載された事業者または、過去5年以内（平成28年度～令和2年度）に本業務と同様若しくは類似業務の実績がある事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 当市において、指名停止期間中でないものであること。
- (4) 国税、県税及び市税について滞納が無いこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 当該業務に参加するに当たっては、入札、契約及び業務実施等に係る関係法令並びに諸規定を遵守し、誠実にこれを履行すること。

北秋田市長 津 谷 永 光 様

秘 密 保 持 誓 約 書

秋田内陸線駅管理運営業務委託について、応募型プロポーザル参加（以下「本業務」という。）に当たり、秘密保持に関する以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 この誓約でいう秘密とは、文書、口頭その他の方法によることを問わず、北秋田市が秘密として指定した上で開示される本業務の仕様書等の情報で、公には入手できない情報をいい、第三者に開示又は漏洩しないこと。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - (1) 開示された時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 開示された後、責によらず公知となった情報
 - (3) 開示された時点で、既に保有していた情報
 - (4) 開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請された情報
- 2 厳に秘密を保持するものとし、北秋田市の書面による事前の承認なくして、第三者（役員及び従業員並びに業務を委託する事業者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の顧問契約をしている助言者を除く。）に対して、秘密を開示しないこと。
- 3 北秋田市の書面による事前の承認なくして、秘密が記録された文書及び電磁的記録を複製しないこと。
- 4 秘密が漏洩することがないように、北秋田市から開示された秘密が記録された文書及び電磁的記録並びに北秋田市の事前の承認を得て作成した複製物（以下「秘密情報」という。）を施錠可能な場所への保管等適切な措置を講じること。
- 5 本業務の目的の範囲内で役員及び従業員並びに業務を委託する事業者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の顧問契約をしている助言者に対して秘密を開示するときは、これらの者に対しても秘密を保持すること。

- 6 秘密を本業務のために必要な限りにおいて利用するものとし、本業務以外の目的に一切利用しないこと。
- 7 本業務の終了日又は北秋田市から請求があったときは、秘密情報を速やかに廃棄又は北秋田市に返還すること。
- 8 本誓約に定める秘密保持及び利用制限に関する義務は、各秘密の開示を受けた日から発生し、秘密情報の返還後も有効に存続すること。
- 9 この誓約に違反したときは、違反状態の改善の義務を負うこと。
- 10 秘密を外部に開示又は漏洩したときは、これに起因する北秋田市又は第三者の損害の賠償の責に応じること。
- 11 信義を重んじ、誠実にこの誓約を遵守すること。

令和 年 月 日

住所又は
事業所所在地

.....
事業者名（法人名）

代表者職氏名

代表者 印

